

生活保護法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 保護の開始の申請に係る申請書の提出に関する規定の修正

(第二十四条第一項関係)

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を保護の実施機関に提出しなければならぬこと。ただし、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、申請書の提出を要しないこと。

二 申請書に添付する書類に関する規定の修正

(第二十四条第二項関係)

申請書に、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付することができない特別の事情があるときは、当該書類の添付を要しないこととする。